

工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号（建設業法違反行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社イトー	1か月
代表者氏名	代表取締役 伊藤 勝利	
本店所在地	磐田市玉越 80	

3 入札参加停止の理由

株式会社イトーは、民間発注の建築一式工事において、建設業許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当しているとして、令和5年3月24日、静岡県知事から、監督処分（指示処分）を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和5年4月21日から令和5年5月20日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内